

保護者のみなさんへ

＊ ＊ ＊ 特別支援教育就学奨励費について ＊ ＊ ＊

愛川町教育委員会

1 特別支援教育就学奨励費とは

愛川町立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の方の負担の軽減のため、その負担能力の程度に応じて、各種経費の一部を国が補助し、特別支援教育の振興を図るものです。

2 申請できる方

次の(1)～(3)すべてにあてはまる方が申請できます。

- (1) 愛川町在住かつ愛川町立小・中学校の特別支援学級に在籍している
- (2) 生活保護又は就学援助費を受けている世帯ではない
- (3) (1)・(2)にあてはまる保護者で、申請する意志がある

3 申請方法について

上記にあてはまる方は、学校から「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（別紙様式4）」及び「承諾書（第6号様式）・支払金口座振込依頼書」を受け取り、記入・押印の上、学校が指定する日までに学校へ提出してください。

※ 世帯の収入・所得に関する個人情報を、町の課税台帳等により教育委員会で閲覧することを承諾する「承諾書（第6号様式）」を提出される場合は、証明書の添付を省略することができます。

税情報の閲覧をして欲しくない方は、世帯の中で収入のある方全員分の収入に関する町の証明書（町民税・県民税証明書）または源泉徴収票を必ず添付してください。

4 申請期限について

上記記載の書類は、5月9日（金）までに学校へ提出してください。

5 特別支援教育就学奨励費の受給を辞退する場合

受給を辞退する方は、「特別支援教育就学奨励費辞退届（第2号様式）」に記入・押印の上、学校へ提出してください。

6 支給の決定及び通知

教育委員会では、保護者の方から提出された調書をもとに、収入額・需要額を算定します。その結果、収入額が需要額の2.5倍未満となった方を支給対象として決定し、学校長を通じてお知らせします。

7 支給の内容について

支 給 品 目	対 象 学 年		年間支給額（限度額）		支給時期等
	小学校	中学校	小学校	中学校	
学用品等購入費	2～6	2～3	5,820 円 ※	11,370 円 ※	9月または3月に支給
校外活動費 宿泊を伴わないもの	全学年	全学年	800 円 ※	1,155 円 ※	9月または 3月に一括支給
校外活動費 宿泊を伴うもの	全学年	全学年	1,845 円 ※	3,105 円 ※	9月または 3月に一括支給
修学旅行費	6	3	10,790 円 ※	28,860 円 ※	9月または 3月に一括支給
オンライン学習通信費	1～5	1～2	7,000 円	7,000 円	9月または 3月に一括支給
	6	3	6,417 円	6,417 円	
学校給食費	全学年	全学年	負担額の 1/2	負担額の 1/2	9月と3月の 2回にわけて支給
新入学児童・ 生徒学用品費	1	1	25,555 円 ※	30,490 円 ※	9月に一括支給
通 学 費	該当者	該当者	最も経済 的な交通 費の全額	最も経済 的な交通 費の全額	9月と3月の 2回にわけて支給

- ※ 学用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費は、保護者負担額の1/2となり、上記表の金額が限度額となります。
- ※ 校外活動費・修学旅行費は1学期に実施の場合は9月に、2～3学期に実施の場合は2月または3月の支給となります。
- ※ 中学3年生後期分の支給については2月末に支給となります。
- ※ 支給方法は、保護者の方の口座へ振込みとなります。（学校に納付する教材費や給食費に未納がある人は、学校長口座に振り込む場合があります）

わからないことがありましたら、お気軽にお問い合わせください

事務担当は教育総務課学校教育班 電話（046）285－2111 内線 3613